

## 会社法Ⅲ 期末試験

### <注意事項>

- 学生IDのマークの際には、次の点に注意すること。
  - ・学生IDの0と1を間違えてマークする学生が多いので、注意すること。
  - ・学生IDが8桁の学生は、下2桁は\*をマークすること。
- マークは必ず鉛筆で行うこと。ペンでマークしたものは読取りができない。

### [第1問] (配点：5点)

企業統治・社外取締役に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。(解答番号1の解答マーク欄にマークせよ)

- ア) 会社法では、社外取締役の設置を会社に義務付けるルールが定められておらず、すべての株式会社について社外取締役を設置するかどうかは任意である。
- イ) 東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードは上場会社が遵守すべき企業統治のあり方をまとめたものであり、東京証券取引所の上場規程によって、東京証券取引所上場会社はコーポレートガバナンス・コードの遵守を義務付けられる。
- ウ) 東京証券取引所の企業行動規範は、東京証券取引所上場会社に、独立役員を1名以上確保することを義務付ける。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第2問〕（配点：5点）

監査等委員会設置会社に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号2の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであり、定款または株主総会の決議によって、その任期を短縮することはできない。
- イ) 監査等委員会設置会社の業務を執行する権限を有する機関は、執行役である。
- ウ) 監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の個人別の報酬等の内容を決定する権限を有する。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第3問〕（配点：5点）

非取締役会設置会社（取締役会設置会社ではない株式会社）・非公開会社（公開会社ではない株式会社）に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号3の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 非取締役会設置会社の株主総会は、会社法および定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。
- イ) いわゆるクラスポーティングを定款に規定することができるのは、非公開会社（指名委員会等設置会社を除く）に限られる。
- ウ) 非公開会社では、株主平等原則の例外として、いわゆる属人的定めを定款に定めることができる。これによって、たとえば、株主総会での議決権を、1株あたり1議決権ではなく、株主1人あたり1議決権とすることも可能である。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第4問〕（配点：5点）

計算書類・連結計算書類に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号4の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) すべての株式会社が各事業年度について作成しなければならない計算書類は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、監査報告、会計監査報告である。
- イ) 計算書類は、会計帳簿をもとに作成される。
- ウ) すべての株式会社が連結計算書類を作成することができる。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第5問〕（配点：5点）

貸借対照表に関連する次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号5の解答マーク欄にマークせよ）

貸借対照表の負債の部が（ア）の取り分を表示するのに対して、（イ）の部は株主の取り分を表示する。会社が保有する土地の価額を貸借対照表に記載する場合、原則として、（ウ）で記載する。

- |            |       |        |
|------------|-------|--------|
| 1. ア＝経営者   | イ＝資産  | ウ＝取得価額 |
| 2. ア＝経営者   | イ＝純資産 | ウ＝時価   |
| 3. ア＝経営者   | イ＝資産  | ウ＝時価   |
| 4. ア＝会社債権者 | イ＝純資産 | ウ＝時価   |
| 5. ア＝会社債権者 | イ＝資産  | ウ＝取得価額 |
| 6. ア＝会社債権者 | イ＝純資産 | ウ＝取得価額 |

〔第6問〕（配点：5点）

帳簿閲覧請求権（株主が会計帳簿の閲覧等を請求する権利）に関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号6の解答マーク欄にマークせよ）

- ア）帳簿閲覧請求権は少数株主権であり、総株主の議決権の100分の1以上の議決権または100個以上の議決権を6か月前から引き続き有することが行使要件とされる。
- イ）最高裁判所の判例は、帳簿閲覧請求の際に、請求者は、請求の理由を基礎付ける事実が客観的に存在することについての立証を要するとする。
- ウ）請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、またはこれに従事するものであるときは、会社は帳簿閲覧請求を拒絶することができる。最高裁判所の判例は、そのような拒絶事由があるというために、当該株主に会計帳簿の閲覧等によって知り得る情報を自己の競業に利用するなどの主観的意図があることを要しないとす。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第7問〕（配点：5点）

剰余金の配当に関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号7の解答マーク欄にマークせよ）

- ア）会社法のルール上、株式会社が剰余金の配当を行う回数について制限はない。
- イ）ある株式会社の純資産額が100万円であるとする。会社法のルール上、この株式会社は剰余金の配当をすることができない。
- ウ）会社法のルール上、剰余金の配当について決定する権限は原則として取締役会にあり、株主総会は取締役会が決定した配当額等について報告を受けるにとどまる。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第8問〕（配点：5点）

分配可能額を超える剰余金の配当が行われた場合に関連する次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号8の解答マーク欄にマークせよ）

会社法462条1項は、「前条第一項の規定に違反して株式会社が同項各号に掲げる行為をした場合には、当該行為により金銭等の交付を受けた者並びに当該行為に関する職務を行った業務執行者……及び当該行為が次の各号に掲げるものである場合における当該各号に定める者は、当該株式会社に対し、連帯して、当該金銭等の交付を受けた者が交付を受けた金銭等の帳簿価額に相当する金銭を支払う義務を負う」と定める。ところで、ある会社の分配可能額が400万円であったところ、総額600万円の剰余金の配当がされたとする。その場合、60万円の配当を交付された株主Aは、（ア）について支払義務を負い、業務執行者Bは、（イ）について支払義務を負う。通説によれば、これらの責任のうち、（ウ）の責任は無過失責任である。

- |            |         |          |
|------------|---------|----------|
| 1. ア=60万円  | イ=600万円 | ウ=株主A    |
| 2. ア=60万円  | イ=200万円 | ウ=株主A    |
| 3. ア=60万円  | イ=600万円 | ウ=業務執行者B |
| 4. ア=200万円 | イ=200万円 | ウ=業務執行者B |
| 5. ア=200万円 | イ=600万円 | ウ=業務執行者B |
| 6. ア=200万円 | イ=200万円 | ウ=株主A    |

〔第9問〕（配点：5点）

資本金に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号9の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込みをした財産の額の少なくとも2分の1までは、資本金として計上しなければならない。
- イ) 株式会社の資本金の額は、登記事項である。
- ウ) 株式会社の資本金の額の減少は、分配可能額の範囲内で行わなければならない。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第10問〕（配点：5点）

株式の取得や発行による企業買収に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号10の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 株式の取得による企業買収は、敵対的買収の方法として用いることができる。
- イ) 甲会社は上場会社であり、Aは甲会社の株式の70%を取得したいと考えている。この場合、金融商品取引法のルールによれば、Aがそのような取得をする方法として市場取引によることはできず、公開買付けによらなければならない。
- ウ) 公開会社が株主割当て以外の方法で募集株式を発行し、これによって引受人が会社の議決権の過半数を有することになる場合、議決権の10%以上を有する株主がこれに反対すれば、会社は、原則として、当該引受人に対する募集株式の割当てについて株主総会の承認を受けなければならない。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第11問〕（配点：5点）

公開買付けに関する金融商品取引法のルールに関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号11の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 公開買付け期間について、上限は定められているが下限は定められていない。
- イ) 公開買付け届出書は対象会社が提出しなければならない開示書類であり、意見表明報告書は公開買付け者が提出しなければならない開示書類である。
- ウ) 上場会社である甲会社の株式について、Aが公開買付けをしたとする。また、この公開買付けは部分的公開買付けであり、買付け予定数は40万株であったところ、公開買付けへの応募総数は60万株であったとする。この場合、Aは、1200株について応募をした株主Bからは、800株を買い付けなければならない。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第12問〕（配点：5点）

MBO（マネジメント・バイアウト）や二段階買収に関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号12の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) MBOが行われる場合、第1段階として対象会社の株式について公開買付けが行われ、第2段階としてキャッシュ・アウトが行われることが通常である。
- イ) 二段階買収が行われる場合に、第1段階の公開買付けの価格を第2段階のキャッシュ・アウトの価格よりも高く設定すれば、強圧性の問題は生じないと考えられる。
- ウ) MBOが行われた後で、対象会社の株式は上場廃止される。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第13問〕（配点：5点）

キャッシュ・アウトの方法に関連する次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号13の解答マーク欄にマークせよ）

A会社は、B会社を完全子会社化するため、B株式について公開買付けを行い、その後で残存株主をキャッシュ・アウトする予定である。キャッシュ・アウトの方法としては、①株式の併合、または、②特別支配株主の株式等売渡請求が予定されている。これらの方法のうち、B会社において株主総会決議を要するのは（ア）である。また、A会社が公開買付けの結果としてB株式の85%を保有することになった場合、キャッシュ・アウトの方法として用いることができるのは（イ）である。キャッシュ・アウトに反対する株主は、いずれの方法がとられる場合にも、差止請求をすることができる。その場合に対価の不当が差止事由とされるのは、（ウ）である。

- 1. ア＝①および②    イ＝①および②    ウ＝①および②
- 2. ア＝①および②    イ＝①のみ    ウ＝①および②
- 3. ア＝①および②    イ＝①および②    ウ＝②のみ
- 4. ア＝①のみ    イ＝①のみ    ウ＝②のみ
- 5. ア＝①のみ    イ＝①および②    ウ＝②のみ
- 6. ア＝①のみ    イ＝①のみ    ウ＝①および②

〔第14問〕（配点：5点）

買収防衛策に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号14の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 買収者Aが対象会社Tの株式を20%取得した段階で、Tは、対抗措置として、「Aおよびその関係者はこれを行使することができない」という差別的行使条件が付された新株予約権の無償割当てをしたとする。この場合、Aにもそのような差別的行使条件付新株予約権が割り当てられるが、Aは自分に割り当てられた差別的行使条件付新株予約権を行使することができない。
- イ) 事前警告型買収防衛策とは、「買収者およびその関係者はこれを行使することができない」という差別的行使条件が付された新株予約権をあらかじめ株主に無償割当てしておき、実際に買収者が現れた後で、買収者およびその関係者を除く株主がそのような新株予約権を行使できるようにするというものである。
- ウ) ブロックソース事件は、対象会社が取締役会決議によって差別的行使条件付新株予約権の無償割当てを行ったという事案であり、同事件の最高裁判所決定は、特定の株主による経営支配権の取得に伴い、会社の企業価値がき損され、会社の利益ひいては株主の共同の利益が害されることになるような場合には、その防止のために当該株主を差別的に取り扱ったとしても、当該取扱いが衡平の理念に反し、相当性を欠くものでない限り、これを直ちに株主平等原則の趣旨に反するものということとはできないとした。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ



〔第15問〕（配点：5点）

合併に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号15の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 吸収合併では、消滅会社の権利・義務のうち一部を除外して存続会社に承継させることができる。
- イ) 会社法のルール上、吸収合併の対価の種類に制限はなく、金銭のみを合併対価とする吸収合併も可能である。
- ウ) いわゆる簡易合併とは、特別支配会社と、同会社に支配される会社との間の合併をいう。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第16問〕（配点：5点）

事業譲渡については、一定の事業譲渡には譲渡会社または譲受会社の株主総会の承認を要する旨が会社法467条1項に定められるほか、譲渡会社の競業避止義務が会社法21条に定められる。以上のような事業譲渡に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号16の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 会社は、その事業の全部を譲渡することができる。このように事業の全部が譲渡される場合、これによって譲渡会社は当然に解散する。
- イ) 事業譲渡に伴い、譲渡会社の債務を譲受会社が免責的に引き受けることは可能である。ただし、そのためには、債権者の承諾が必要である。
- ウ) 事業譲渡の意義については、会社法制定以前の最高裁判所の判例があり、同判例が現在も妥当すると考えられている。同判例によれば、会社法467条1項が定める事業譲渡と会社法21条が定める事業譲渡とは同一意義であり、そのような事業譲渡であるといえるためには、一定の営業目的のため組織化され、有機的一体として機能する財産（得意先関係等の経済的価値のある事実関係を含む）の全部または重要な一部が譲渡される必要がある。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第17問〕（配点：5点）

吸収合併の差止めと無効に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号17の解答マーク欄にマークせよ）

ア) 吸収合併の差止めに関する会社法の規定では、吸収合併が法令または定款に違反する場合は差止事由とされる。通説によれば、そこでいう法令に違反する場合には、当事会社の取締役が注意義務に違反する場合が含まれる。

イ) 吸収合併の無効は、吸収合併の効力が生じた日から会社法所定の期間内に、訴えをもってのみ主張することができる。

ウ) 通説・判例によれば、吸収合併対価が不公正であること自体は、無効原因ではない。もっとも、たとえば、親会社Aを存続会社、子会社Bを消滅会社として吸収合併が行われた際に、子会社Bでの合併承認決議に際して、親会社Aが議決権を行使したことで、子会社Bの側に著しく不公正な対価を定める吸収合併契約が承認された場合には、子会社Bでの合併承認決議には取消事由があり、そのことが、吸収合併の無効原因になる。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第18問〕（配点：5点）

組織再編の際の株式買取請求に関連する次の文章の空欄ア～エに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号18の解答マーク欄にマークせよ）

組織再編が行われる場合、反対株主は、会社に対して、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。この権利を行使することで、反対株主は、公正な価格を受け取って（ア）ことができる。ここでいう公正な価格について、最高裁判所の判例は、組織再編によりシナジー効果その他の企業価値の増加が生じない場合には（イ）をいい、それ以外の場合には（ウ）をいうものとする。さらに、最高裁判所の判例では、（エ）組織再編について、株主の判断の基礎となる情報が適切に開示された上で適法に株主総会で承認されるなど一般に公正と認められる手続により組織再編の効力が発生した場合には、当該株主総会における株主の合理的な判断が妨げられたと認めるに足りる特段の事情がない限り、当該組織再編における比率（対価）は公正なものとする。

1. ア＝組織再編を無効にする      イ＝公正分配価格      ウ＝ナカリセバ価格  
    エ＝相互に特別の資本関係がない会社間で行われる
2. ア＝組織再編を無効にする      イ＝ナカリセバ価格      ウ＝公正分配価格  
    エ＝企業価値の増加が生じない
3. ア＝組織再編を無効にする      イ＝公正分配価格      ウ＝ナカリセバ価格  
    エ＝企業価値の増加が生じない
4. ア＝会社から退出する          イ＝ナカリセバ価格      ウ＝公正分配価格  
    エ＝企業価値の増加が生じない
5. ア＝会社から退出する          イ＝公正分配価格      ウ＝ナカリセバ価格  
    エ＝相互に特別の資本関係がない会社間で行われる
6. ア＝会社から退出する          イ＝ナカリセバ価格      ウ＝公正分配価格  
    エ＝相互に特別の資本関係がない会社間で行われる

〔第19問〕（配点：5点）

吸収分割・株式交換に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号19の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 吸収分割において、分割会社に債務の履行を請求できない債権者は、異議を述べられない。
- イ) 分割会社が承継会社に承継されない債務の債権者を害することを知って吸収分割をした場合には、原則として、そのような債権者は、承継会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。
- ウ) 株式交換では、株式交換完全子会社の財産が株式交換完全親会社に承継される。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第20問〕（配点：5点）

持分会社に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号20の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 合名会社は無限責任社員だけからなる持分会社であり、合同会社は有限責任社員だけからなる持分会社である。
- イ) 合名会社についても、社員への利益の分配については、株式会社の剰余金の配当と同様の厳格な規制が会社法に定められる。
- ウ) いったん設立された合名会社を合同会社にするためには、組織変更の手続を要する。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

以上

[解答]

〔第1問〕 3    〔第2問〕 1    〔第3問〕 5    〔第4問〕 2    〔第5問〕 6  
〔第6問〕 3    〔第7問〕 4    〔第8問〕 1    〔第9問〕 4    〔第10問〕 6  
〔第11問〕 3    〔第12問〕 6    〔第13問〕 4    〔第14問〕 1    〔第15問〕 2  
〔第16問〕 5    〔第17問〕 5    〔第18問〕 6    〔第19問〕 2    〔第20問〕 1